

損害賠償の額の決定の専決処分について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成28年5月11日提出

高山市長 國島 芳明

記

No.	項目	内容		
1	発生時期・場所	平成28年1月20日 午前10時5分頃 [REDACTED]		
	事故の概要	左折後にスリップした除雪車による店舗の破損事故		
	相手方	[REDACTED] [REDACTED]		
	事故の種類	人身	物損（ガラス壁等）	
	被害総額・市の過失割合	—	334,800円・100分の100	
	賠償金	—	334,800円	
	内訳	保険金	—	334,800円
		一般財源	—	0円
専決年月日	平成28年4月13日 地方自治法第180条第1項			